

自治基本条例に盛り込む事項（たたき台案）

この事務局案は、平成 22 年 8 月から始まった市民ワーキンググループ会議での議論や他自治体の条文等を参考にし、ワーキンググループ会議での協議資料として作成したものです。

このままのかたちで、条文化されるものではありません。

〔構成〕

■ 前文

■ I 総則

■ II 各主体の権利及び責務

- 1 市民
- 2 事業者
- 3 市議会
- 4 コミュニティ
- 5 子ども
- 6 市の執行機関

■ III 参加と協働

■ IV 住民投票

■ V 市政運営

■ VI その他

(前文)

--

【今後の論点】

基本パターン

A：まちの歴史、文化、環境や自治の取組み

B：それを発展させた新たな自治のかたちやまちのあるべき姿

C：その実現には市民の主体性や参加とともに自治の関係者の協働が重要

D：自治基本条例を制定する意義や決意

傾向としては、以上のパターンが盛り込まれている。

I 総則

(目的)

・条例に規定している基本的な事項とこの条例が何を目指しているかについて簡潔に示したものです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・本市の自治の基本原則並びに自治に関わる市民、市議会及び市の執行機関の役割や責任を明らかにする。・市政運営の基本的事項を定めることにより、市民を主体とした自治の確立を図る。 |
|---|

【今後の論点】

・条例の内容やねらいが凝縮して書かれているかどうか。

(条例の位置付け)

・他の条例との関係に関する解釈を設けることで、この条例が他の条例の最上位に位置づけられることを明らかにしようとするものです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・他の条例、規則その他の規程の制定改廃にあたり、条例の趣旨を尊重する。・この条例で定める事項との整合性を確保する。 |
|--|

【今後の論点】

・最高規範という言葉を使うかどうか。

(定義)

・用語の意味が正確に伝わり、解釈上の疑義が生じないようにするためのものです。条例の中で解釈があいまいになりがちな言葉や、漠然として意味が解りづらい言葉などを、定義付けしようとするものです。

- ・市民 住民のほか、市内で働く人、学ぶ人、活動する人若しくは団体。
- ・住民 本市の区域内に住所を有する人。
- ・市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会。

【今後の論点】

- ・「市」にするか「市の執行機関」とするか。
- ・「参加」や「協働」の定義も入れるか。
- ・市民に住民以外に働く人、学ぶ人などを入れるか。
- ・住民に外国人を含めるか。住民投票との関係に影響がある。

(自治の基本原則)

・まちづくりの進め方の最も基本となる事項を規定しようとするものです。

・住民自治の原則

市民は、それぞれが自治の主体であることを自覚し、互いを尊重することを原則とする。

・参加と協働の原則

市民及び市の執行機関は、積極的な参加と協働によりまちづくりを進めることを原則とする。

・男女共同参画の原則

市民及び市の執行機関は、男女の平等を基本として、共同参画によるまちづくりを推進することを原則とする。

・情報共有の原則

市民及び市の執行機関は、互いに情報を共有することを原則とする。

【今後の論点】

- ・原則として挙げる項目をどうするか。

Ⅱ 各主体の権利及び責務

1 市民

(市民の権利)

・憲法に保障された権利のみならず、自立した自治体の市民としての権利を保障しようとするものです。

- ・市民は、まちづくりに参加する権利を有する。
- ・市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。
- ・市民は、市が行う行政サービス受けることができる。

【今後の論点】

・地方自治法にある権利を確認の意味で規定するだけか。新たな権利まで盛り込むか。参加の権利、情報を知る権利など。

(市民の責務)

・まちづくりの主体の一つである市民が、市民として認識し、自覚すべきこと、市民として行動し、努力すべきことを規定しようとするものです。

- ・市民は、互いに暮らしやすい地域社会を実現するよう努める。
- ・市民は、まちづくりに参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つ。
- ・市民は、市政運営や行政サービスに伴う負担を受け持つ責務を有する。
- ・市民は、次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努める。
- ・市民は、地域課題等について、市民同士での話し合いを通じ、課題解決に向かうよう努める。

【今後の論点】

・あるべき市民像を議論することで、市民の責務として何が考えられ盛り込むことができるかを考える。

一般的に、盛り込む内容としては、自治の主体であることを認識・自覚すべきことと、行動・努力すべきことに分けられる。

2 事業者

(事業者の責務)

・市民の定義の中に事業者を含めて定義することも可能ですが、今日の都市問題の多くが事業者の社会経済活動に起因することから、事業者の責務を別に規定しようとするものです。

・事業者は、社会的責任を自覚し、地域社会の一員としてまちづくりに寄与するものとする。

【今後の論点】

・一般的には、事業者も市民に含める定義が多いがどうするか。

3 市議会

(市議会の責務)

・議会運営については、地方自治法に詳細な規定もありますが、これらの議会の権限を確認するとともに、議会と市民との関係について規定しようとするものです。

・市議会は、市民を代表する意思決定機関として、市政を監視及び評価し、適切な市政運営を確保する。
・市議会は、自治の発展のため、市民の意思を的確に把握し、政策の積極的な立案及び提言をする。
・市議会は、市民に積極的に情報公開し、市民参加による開かれた議会運営を行う。

【今後の論点】

・日田市議会で議会基本条例を検討する動きがあるが、どこまでの内容を盛り込むか。

・議会との意見交換の時期や方法

(市議会議員の責務)

・議会は議員によって構成されており、議会機能を十分に発揮するためには、議員個人がそれぞれの責務を全うすることが必要となることから規定しようとするものです。

・市議会議員は、市議会の責務を自覚し、政治倫理の確立に努め、その職務を公正かつ誠実に遂行する。

【今後の論点】

・議員の責務をどこまで入れるか。

4 コミュニティ

(地域コミュニティ等の役割)

・住みよい地域社会をつくり、維持していくため、地縁に基づき地域住民が自主的に参加し、その協力により構成された集まりが自治会であり、ここでは地域コミュニティと表現します。自主的な集まりであり、市としての強制はできませんが、期待も込めて規定するものです。

- ・自治会等の地域コミュニティは、対象地域における共通課題を解決し、福祉の向上を図る。
- ・自治会等の地域コミュニティは、まちづくりを推進するため、対象地域住民等の意見の把握と集約に努める。
- ・自治会等の地域コミュニティは、対象地域住民等の参加の機会を確保するとともに、参加、協力に必要な環境づくりに努める。
- ・自治会長等は、自治会等の代表者として、目的の達成に努める。

【今後の論点】

- ・任意団体である自治会について、どこまで盛り込むか。

(地域コミュニティ等への加入)

・自主的な集まりである自治会への加入については任意であるものの、防犯や災害時等には特に重要な役割を果たすものであり、そのためにも加入努力を規定するものです。

- ・住民は、住みよい地域社会をつくるため、自治会等の地域コミュニティへの加入に努める。

【今後の論点】

- ・任意団体である自治会の加入を規定できるか。これ以上の表現にするか。

(地区自治協議会)

・前の項目で、主に自治会を中心とした地域コミュニティについて規定しましたが、ここでは、それを補完するものとして、小学校区単位等の広域的な取組を行うこともできる旨を規定しようとするものです。

- ・住民は、コミュニティ活動を小学校区単位で実現するための組織として、地区自治協議会を設立することができる。
- ・地区自治協議会は、当該地域の住民に開かれたものとし、市、自治会その他組織と連携協力する。

【今後の論点】

・現時点での必要性は高くないが、数年先を考えた場合には、自治会単位では動けない地域も出てくることも予想されるが、自治会中心で十分であり、地区自治協議会は不要という意見もあり得る。

(小規模集落等対策)

・広大な面積を抱える日田市では、主に周辺地域において人口減少等により地域コミュニティの維持が困難な状況にあります。市民主体の自治を考える際には欠かせない地域コミュニティの維持について、市としても支援していくということを規定するものです。

- ・市の執行機関は、人口減少等により地域コミュニティの維持等が困難な小規模集落等においても、市民主体のまちづくりに取り組むことができるよう仕組みの整備その他必要な施策などの構築を図り支援をする。

【今後の論点】

- ・自治基本条例で、小規模集落対策という個別分野まで書き込んでよいか。
- ・小規模集落をどのように定義するか。

5 子ども

(子どもの健全育成及び権利)

・子ども達は市の将来を担う大事な存在であることから権利などを定義するものです。

- ・子ども達は、将来の市を担う大事な存在である。
- ・市民及び市の執行機関は、子ども達の安全の確保と教育の充実を図る。
- ・子ども達は、年齢にふさわしい範囲でまちづくりに参加する権利を有する。

【今後の論点】

・一般的には、あまり盛り込まれない項目であり、表現、語句などどうするか。

5 市の執行機関

(市長の責務)

・市長は法令等により他の執行機関の権限とされている事務以外のすべての事務を管理・執行する広い権限を持っています。これらの権限を行使し、市民の負託にこたえるために、市長が持つ市政運営上の責務を規定しようとするものです。

- ・市長は、市民の信託に応え、市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を運営する。

【今後の論点】

・市長の責務は範囲が広いため、全てを盛り込むのは難しい。したがって、地方自治法の事務管理及び執行権等を規定するかたちにするか、それとも、リーダーシップを発揮していくということを具体的に規定するか。

地方自治法 第148条 事務管理及び執行権
第154条 職員の指揮監督 など

(職員の責務)

・職員は、市長を補助するための機関として定められていますが、広い権限を持つ市長の事務を具体的に実現する立場として、その果たす役割や責務が重要であることから、規定するものです。

・市の執行機関の職員は、職務の遂行又は市民等からの意見及び提案等に対し、市民の視点に立った判断ができるよう必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に職務を遂行する。

【今後の論点】

・職員としての心構え、自覚。職員が行うべきこと。職員の能力を発揮させるための行政の役割や政策。このような内容が盛り込まれると思われるが、どこまで具体的な記述をするか。

Ⅲ 参加と協働

(参加と協働の推進)

・まちづくりは行政だけが行うのではなく、責任と役割分担に基づき、市民と協力しながらすすめていくものであり、そのことについて規定するものです。

・市の執行機関は、市民の意見が市政へ適切に反映されるよう、市政への市民参加を推進する。

・市民及び市の執行機関は、それぞれの役割と責任に基づき、相互に補完し、協力して行動する協働のまちづくりを推進する。

・市の執行機関は、協働のまちづくりを推進するため、必要な施策を講じる。

・市の執行機関は、協働のまちづくりの推進にあたっては、市民の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援する。

・市の執行機関は、市民との協働のまちづくりに関する施策について、それぞれの役割と責任に応じた負担となっているか適宜見直す。

【今後の論点】

・要望陳情ではない、市民の政策提案制度を入れるか。市民が責任をもって具体的な案を提案するというもの。

・協働のまちづくりをすすめるため、協働のための具体的措置まで記述するか。

IV 住民投票

(住民投票)

・日田市が直面する将来に係る重要課題について、住民投票をすることができる旨を規定するものです。

- ・市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施する。
- ・市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を尊重する。

【今後の論点】

・常設型の住民投票制度は、日田市でも数千万円単位の経費がかかるが対応可能かどうか。

(住民投票の請求)

- ・年齢満 18 歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。
- ・市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを議会に付議しなければならない。
- ・市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の 12 分の 1 以上の賛成を得て、住民投票の実施を発議することができる。
- ・市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票の実施を発議することができる。
- ・市長は、前 3 項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施するものとする。
- ・市長は、第 1 項の請求に係る署名数が、総数の 4 分の 1 を超えたときは、住民投票を実施しなければならない。
- ・住民投票の投票権を有する者は、年齢満 18 歳以上の住民とする。
- ・住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

【今後の論点】

・年齢をどうするか。未成年者に義務の免除があつて法的行為能力に制約があることを考えれば、重要事案である住民投票の投票権付与は問題があるとの意見がある。

V 市政運営

・「市政運営」は、具体的な行政運営を行ううえでの基本的なあり方について規定しようとするものです。

(政策法務)

・市の執行機関は、市の政策を推進するため、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用のもと、関係法令等との整合性を図りながら、条例、規則等の制定、改廃等必要な措置を講じる。

【今後の論点】

・

(組織及び人事政策)

・市の執行機関は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため市民にわかりやすい組織の編成をする。

・組織の見直しは常に行う。

・市長は、知識や能力を持った職員の育成及び適正な配置をする。

・市長は、職員配置について、市民との信頼関係の維持向上を図るため組織が担当する業務内容を考慮しておこなう。

【今後の論点】

・

(総合計画)

・市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想及び基本計画から構成される総合計画を策定する。

・市長は、総合計画の策定にあたっては、あらかじめ計画に関する情報を市民に提供し、市民の意見を反映させる。

・市長は、総合計画の内容及び進捗状況に関する情報を年1回以上市民に分かりやすく公表する。

・市長は、社会経済情勢の変化に的確かつ迅速に対応するため、必要に応じて総合計画を見直す。

【今後の論点】

・

(財政運営)

- ・市長は、総合計画に基づく予算の編成及び執行を行い、最少の経費で最大の効果をあげるよう、健全な財政運営に努める。
- ・市の執行機関は、予算及び決算その他市の財政に関する情報を市民に分かりやすく公表する。

【今後の論点】

.

(行政評価)

- ・市の執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、行政評価を実施する。
- ・結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策等に反映させる。

【今後の論点】

.

(審議会等)

- ・市の執行機関は、審議会等の委員を選任する場合は、原則としてその一部を市民からの公募により行う。
- ・審議会等の会議及び会議録を原則として公開する。

【今後の論点】

.

(情報公開及び情報提供)

- ・市の執行機関は、開かれた市政運営を行うため、市政に関する情報が市民との共有財産であることを認識する。
- ・施策の企画、立案、実施及び評価の各段階において適切に情報公開及び情報提供を行い、市民に分かりやすく説明する。
- ・速やかな情報提供ができるよう統一基準により整理し、保存する。

【今後の論点】

.

(説明責任)

- ・市の執行機関は、市政に関し、市民等に積極的に説明する責任を負う。
- ・市民等の説明の求めに対して速やかに、かつ、誠実に説明する責任を負う。

【今後の論点】

・

(広報広聴)

- ・市の執行機関は、広報について多様な方法でおこなう。
- ・市民の多様な意見を市政に反映できるよう広聴制度の整備をする。

【今後の論点】

・

(個人情報保護)

- ・市の執行機関は、個人の権利及び利益が不当に侵害されることがないように、適正に個人情報を取り扱う。

【今後の論点】

・

(パブリックコメント手続)

- ・市の執行機関は、市政に係る重要な施策を実施しようとするときは、事前にその案を公表し、市民が意見を述べる機会を設ける。
- ・市の執行機関は、提出された意見について、採否の結果及びその理由を公表する。

【今後の論点】

・

(他の自治体との交流、連携及び地域内交流)

- ・市の執行機関は、共通するまちづくりの課題の解決、事業の効率化、市民サービスの向上等をめざし、他の地方自治体との相互協力、交流、連携に努める。
- ・市民が主体となった地域内交流ができるよう支援に努める。

【今後の論点】

・

VI その他

(条例の見直し)

- ・市長は、5年を超えない期間ごとに、市民の参加により、この条例の評価及び検討を行う。
- ・必要な場合は、改正等の措置を講じる。

【今後の論点】

- ・見直し期間について、市長任期の4年間とする考えもある。
- ・条例を推進するための会議の設置について。